



## < テレビ放送用周波数割当計画（その3） >

「周波数割当計画」は、基本の方針と計画表からなっています。したがって、この中には混信の排除などの技術的な要素、NHKと一般放送事業者に対する周波数の配分などが含まれています。

この「周波数割当計画」は、総務省が事案を作成し、利害関係者に公表し、さらに、公聴会を開いて意見を聞き、電波監理審議会に諮問しその答申を得て決定するという手順が踏まれます。

今回は、前回から引き続き「周波数割当計画」（チャンネルプラン）の流れを続けます。経緯を前回2回と今回と合わせ全3回に亘りまとめてみました。

- 1972年(昭和47年)3月、郵政省は、UHF極微小電力テレビジョン送信設備（0.1W以下）の開発のためNHKに実験局を免許しました。
- 1972年(昭和47年)4月、郵政大臣が国会で「テレビの全面UHF移行の方針は変えないが、資金面の問題が解決されないと困難」と発言しました。
- 1972年(昭和47年)7月、NHKUHF奈良総合テレビ局が開局しました。これをもって京阪神広域圏内の県域ローカル放送体制が完成しました。
- 1972年(昭和47年)11月、郵政省は、東京12チャンネルに再免許を与えました。期間は1年間です。
- 1973年(昭和48年)2月、NHKUHF岐阜総合テレビ局ならびにUHF津総合テレビ局が開局しました。これをもって中京広域圏内の県域ローカル放送体制が完成しました。
- 1973年(昭和48年)3月、郵政省は、第2次チャンネルプランを修正しゴースト障害を受けている大曲、五条などにUHF帯チャンネルを割り

当てました。

- 1973年(昭和48年)10月、郵政省は、第1次チャンネルプランを見直し、①京浜地区の民放教育専門局用周波数2波(第10、第12チャンネル)を廃止し総合番組用2波を割り当て②基幹的地域京浜、中京、京阪神、北海道、宮城、広島、福岡は民放4局以上とし、宮城、広島に各1波追加、③準基幹地域長野、新潟、静岡には3民放を認めることになりました。
- 1973年(昭和48年)11月、郵政省は、NETと東京12チャンネルに教育番組20パーセント以上、教養番組30パーセント以上の確保を条件に総合番組局の免許を与えました。これをもって、民放の教育専門局は姿を消しました。
- 1973年(昭和48年)12月、郵政省は、第2次チャンネルプランを修正し①難視聴のために3地区を新設し14チャンネルを割り当て、②混信防止等のために2地区6チャンネルをVHF帯からUHF帯に変更、③親局開設に伴う中継局用7地区7チャンネルを追加しました。
- 1974年(昭和49年)3月、郵政省はNHK極微小電力テレビジョン実験局20局に免許を与えました。
- 1974年(昭和49年)10月、郵政省は、「テレビジョン放送用周波数の第2次割当計画」を一部修正し、難視聴地域解消のため1地区2チャンネルを新設するなどを認めました。
- 1975年(昭和50年)4月、東京、大阪テレビジョン放送試験局の放送を休止し、1976年2月6日の免許期間満了をもって廃止しました。
- 1975年(昭和50年)12月、郵政省は、ミニサテの実用化のため、無線設備規則など5省令を改正し民放連ならびに民放各社にもミニサテの設置促進を要望しました。
- 1976年(昭和51年)1月、郵政省は、高層ビル急増に伴うテレビ電波障害解消のため、NHKにSHF東京実験局(放送センターに設置)に予備免許を与えました。
- 1976年(昭和51年)2月、郵政省は、同上実験局に免許を与え、運用を開始しました。(NHK2波、民放5波)
- 1976年(昭和51年)3月、NHKは、極微小電力テレビジョン(ミニサ

テ)の開局数は、75年度内新設21局、実験局からの移行22局と発表しました。

【受信障害対策用のSHFチャンネルの採用】

- 1977年(昭和52年)6月、郵政省は、建造物受信障害対策のSHFテレビジョン放送用として、第63～80チャンネルの18チャンネル分が割り当てられました。  
このSHF放送は全国で5局ほど開設されましたが、障害がほとんど発生しない地上デジタル放送化を契機に、ケーブルテレビ加入や個別アンテナ受信化により廃止となりました。
- 1978年(昭和53年)1月、郵政大臣は、テレビのUHF帯移行構想(1968年9月、郵政相発表)を撤回し、閣議も了承しました。
- 1978年(昭和53年)12月、郵政省は、岡山放送(UHF)の放送区域を香川県まで、瀬戸内海放送(UHF)の区域を岡山県まで拡大する「相互乗り入れ方式」を始めて認可しました。
- 1979年(昭和54年)3月、郵政省は、都市受信障害対策用SHF帯テレビ局5社に始めて予備免許を与えました。
- 1979年(昭和54年)6月、郵政省は、放送大学学園法案が審議未了で廃案になりました。8月に再度国会に提出されましたが、これも再度、廃案となりました。
- 1979年(昭和54年)6月、都市受信障害対策で初のSHFテレビ局、足立保木間テレビ中継放送局が開局しました。(NHK、民放6局7波)
- 1980年(昭和55年)2月、文部省は、「放送大学学園」法案を国会に提出しましたが、これも審議未了で、また、廃案になりました。
- 1981年(昭和56年)7月、「放送大学学園」設立されました。
- 1981年(昭和56年)12月、郵政省は、①名古屋地区と岡山地区に民放テレビ用周波数を割り当て ②岡山香川両県の民放テレビの相互乗り入れが可能になりました。
- 1982年(昭和57年)12月、郵政省は、放送大学用にテレビUHF第16チャンネルを割り当てました。(FM波も同時)
- 1983年(昭和58年)6月、郵政省は、テレビジョン放送用周波数割当計画表を修正し、岡山地区、高松地区を「岡山・高松地区」に広域化しまし

た。

- 1984年(昭和59年)10月、郵政省は、放送大学学園の東京テレビジョン局(UHF第16チャンネル)に免許を与えました。
- 1986年(昭和61年)1月、郵政省は、民放テレビを全国各地で最低4チャンネル受信可能とする目標を設定しました。これに沿って、青森、岩手、秋田、山形、富山、石川、長崎の7地区の民放3局目の周波数を割り当て、翌月、鹿児島に4局目、札幌に5局目の周波数を割り当てました。
- 1989年(平成元年)5月、郵政省は、放送普及基本計画を一部変更し、福岡5局化、長崎4局化などを決定しました。
- 1991年(平成3年)1月、郵政省は、東京都を放送対象地域とするテレビの周波数割り当てをしました。(出力10kW、UHF第14チャンネル)
- 1993年(平成5年)2月、郵政省は、東京6局目の民放テレビ「東京メトロポリタンテレビ」(UHF)に予備免許を与えました。
- 1994年(平成6年)4月、郵政省が開催する「放送のデジタル化に関する研究会」は、地上放送、衛星放送、CATVのデジタル化に関する報告書をまとめました。内容は、1996年までにデジタル放送方式の標準化を図るよう提言されています。
- 1995年(平成7年)3月、郵政省は、「マルチメディア時代における放送のあり方に関する懇談会」の報告書を発表しました。放送のデジタル化に関して①放送全体のデジタル化のため各メディアの導入可能時期の展望をあきらかにする。②現行放送事業者のデジタル放送参入については、事業者の経営判断を尊重し、NHKについては、先導的役割を期待する。③地上テレビは2000年前半からデジタル放送導入を可能にする。との提言が行われました。
- 1995年(平成7年)4月、郵政省は、地上波民放テレビ局の1県4局開設方針を変更しました。1996年5月で地上波テレビの開局は停止する決定をしました。
- 1995年(平成7年)11月、東京6局目の東京メトロポリタンテレビジョンが開局しました。(UHF第14チャンネル)

- 2001年(平成13年)1月、情報通信部門を自治省・総務庁と統合。総務省が発足し、郵政省は廃止されました。
- 2006年(平成18年)7月、総務省は、告示423号にて「地上デジタルテレビジョン放送用上限周波数の見直し」として、UHF第53～62チャンネル(710MHz～770MHz)の放送での使用は2012年(平成24年)7月24日に限ることを決定しました。
- 2011年(平成23年)7月、総務省は、上記上限周波数の見直し期限を東日本大震災による特例として、岩手県、宮城県については、2013年(平成25年)3月31日までに変更することに決定しました。  
[アナログテレビ放送の終了]
- 2012年(平成24年)7月、地上デジタルテレビジョン放送用上限周波数の見直しにより7月24日をもって東北地方の一部を除き全国各地のテレビ放送での使用は終了しました。東北地方の一部(東日本震災関連地区の岩手県、宮城県)は、2013年(平成25年)3月31日をもってテレビ放送での使用は終了しました。  
[アナログテレビデジタル化によるチャンネル明け渡し]
- 2012年(平成24年)7月25日、東北地方の一部を除く各地では、UHF第53～62チャンネル(710MHz～770MHz)の10チャンネル分を明け渡し、携帯電話ならびに高度道路交通システム用として割り当てられました。
- 2013年(平成25年)3月31日、東北地方の一部(東日本震災関連地区の岩手県、宮城県)では、UHF第53～62チャンネル(710MHz～770MHz)の10チャンネル分を明け渡し、携帯電話ならびに高度道路交通システム用として割り当てられました。

完